三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | |
|---|---|
| 変更後 | 田極　義明 |

(2)　変更年月日　平成二十二年七月十二日

四(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | |
|---|---|
| 変更後 | 飯島　昭治 |

(2)　変更年月日　平成二十二年八月一日

**○国土交通省告示第千四十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年九月十六日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　7

二　登録試験機関の氏名又は名称　株式会社都市居住評価センター

三(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 安藤　武彦 |
|---|---|
| 変更後 | 〃 |

(2)　変更年月日　平成二十二年七月十五日

**○国土交通省告示第千四十六号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から住所の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年九月十六日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　13

二　登録試験機関の氏名又は名称　財団法人日本住宅・木材技術センター

三(1)　住所の変更

| 変更前 | 東京都港区赤坂二丁目二番十九号 |
|---|---|
| 変更後 | 東京都江東区新砂三丁目四番二号 |

(2)　変更年月日　平成二十二年七月二十九日

**○国土交通省告示第千四十七号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年九月十六日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　9

二　登録試験機関の氏名又は名称　株式会社東京建築検査機構

三(1)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

| 変更前 | 小林　勝一 |
|---|---|
| 変更後 | 村上　敏雄 |

(2)　変更年月日　平成二十二年七月十六日

**○防衛省告示第百六十五号**

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年九月十六日　防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年九月二十四日から同年十月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　水戸東方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度〇四分四八秒

(イ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度〇〇分一二秒　東経一四一度二〇分四八秒

(エ)　北緯三六度〇〇分一二秒　東経一四一度〇四分四八秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百六十六号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年九月十六日　防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年九月二十七日から同年十月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒